

令和元年以降、香川労働局内の建設業の死亡事故は すべて[※]民間建設工事で発生！

※交通事故や自社敷地内における死亡事故を除く。

令和3年、坂出労働基準監督署管内の事業場内において
建設工事中に2件の死亡労働災害が発生しています

香川労働局全体の建設業の死亡災害の概要（令和元年以降、交通事故を除く。）

発生年月

死亡災害の概要

令和4年2月

被災者は、塗装を行っていた工場の屋根の端部を移動中、バランスを崩し外部足場の手すり足場板の間から約15m下の地面に墜落した。外部足場に、中さんおよび巾木はなかった。

令和3年8月

工場の屋根に上がって雨漏り箇所の点検をしていたところ、スレート屋根を踏み抜いて、高さ約9.8メートルから地上に墜落した。

令和3年6月

集水枒を設置するため、地盤面から2.1m床掘りした後、被災者ほか1名で土止め壁を設置していたところ、土止め壁が設置されていない掘削面から埋設物となっていたコンクリート殻が落下し、被災者を直撃した。

令和2年7月

解体工事に伴う養生足場を撤去するため、被災者が同足場の7層目の作業床で作業をしていたところ、同作業床から地上（高さ約12m）に墜落して死亡した。

令和4年5月末の速報値で、建設業の「墜落・転落災害」が増加しています。

建設工事における労働災害防止は受注者の責務ですが、建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者のみなさまにおかれましても以下の留意すべき事項をご確認いただき、必要なお配慮をお願いいたします。



発注者が建設工事を発注するにあたり留意すべき事項

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算しているか。
- 施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書を変更し、これに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行っているか。
- 著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、行っていないか。
労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。
- 建築物等の解体作業の場合、対象建築物等の石綿等の使用状況等を把握している場合、この内容を受注者に通知しているか。
- 石綿等使用建築物等の解体等作業を行った場合、受注者が作業計画により作業を行ったことを写真等で記録することが義務付けられているため、発注者はこれについて必要な配慮を行っているか。